

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・
実施プラン素案

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 位置付けと役割	3
3 対象とする緑・水辺と役割	4
4 対象区域	5
5 計画期間	5
6 構成	6
第2章 現状と課題	7
1 計画を取り巻く動向	7
2 区の概況及び緑・水辺の現状	20
3 課題と方向性	36
第3章 緑・水辺の将来像と目標	39
1 将来像	39
2 目標	39
3 方針	45
4 緑・水辺の将来イメージと配置方針	46
第4章 緑・水辺に関する施策	52
1 施策体系	52
2 施策	54
方針1 地域の魅力を高める緑づくり	54
方針2 地域の魅力を高める水辺づくり	66
方針3 地域の安全を支える緑・水辺づくり	71
方針4 緑・水辺でつながりづくり	77
第5章 推進体制及び進行管理	84
1 推進体制	84
2 進行管理	85

第1章

計画の基本的事項

1 策定の背景と趣旨

葛飾区では、平成 11（1999）年に「葛飾区緑とオープンスペース基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、工場跡地を活用した大規模な公園やオープンスペースの整備をはじめ、区内の緑化や緑の保全、水辺の整備を進めてきました。

一方、この間に環境や社会情勢をはじめとした区内の緑・水辺を取り巻く状況は大きく変化しています。

環境面では、地球温暖化に伴う気候変動、生物多様性の損失が深刻な課題となる中、その解決手段の一つとして、多様な機能を有する緑・水辺への期待が高まっています。

人々の暮らしの面では、少子高齢化の進展による社会構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、コロナ禍を経て、散策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる場として、都市における身近な緑・水辺の価値が再認識されています。

緑・水辺に関連する法令や国・東京都の施策も、この間大きく変化しています。平成 27（2015）年の都市農業振興基本法制定により、都市農地が、これまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと方針が大きく転換されました。また、平成 29（2017）年の都市緑地法等の改正により、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら都市の緑空間を保全・活用する動きが加速しました。これに加え近年では、グリーンインフラ、都市公園や水辺の柔軟な管理・運営など、新たな視点の取組が求められるようになっていきます。さらに、緑地を質・量の両面で確保し、良質な都市環境を実現するため、令和 6（2024）年に都市緑地法が改正され、国は「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）を策定しました。これを受け、今後地域の状況を踏まえた施策を展開する市区町村と、広域的な見地から施策を講じる国・東京都をはじめ、様々な主体が相互に連携して取組を進めることが求められています。

本区においても、葛飾区基本構想、葛飾区都市計画マスタープラン等を改定し、時代に即したまちづくりの取組を進めています。

これらの環境や社会情勢の変化、公園緑地に関わる法令改正や国及び東京都の政策の動向に対応するとともに、葛飾区都市計画マスタープランにおける「緑と水辺の整備、景観形成の方針」に基づき、緑・水辺に関する将来像や目標、区が講じる具体的施策を明らかにし、区民、事業者等、行政の協働により取組を進めていくため、新たな計画を策定するものです。

これまでの区における水と緑に関する主な取組

年度	計画や条例など	事業や実績など
昭和 5 0 年	葛飾区緑の保護と育成に関する条例	緑化推進協力員
平成元年	葛飾区水辺環境整備保全構想	
平成 2 年		曳舟川親水公園
平成 3 年		柴又公園
平成 4 年	水辺のプロムナード計画	
平成 7 年	葛飾区水と緑の自然環境ネットワーク計画	
平成 8 年	葛飾区環境基本計画	
平成 1 0 年	葛飾区区民農園条例	
平成 1 1 年	葛飾区緑とオープンスペース基本計画	
平成 1 2 年		葛飾あらかわ水辺公園
平成 1 3 年	葛飾区都市計画マスタープラン	
平成 1 7 年	水辺のネットワーク事業基本構想	
平成 1 9 年	葛飾区農業基本構想	
平成 2 0 年		東立石緑地公園
平成 2 3 年		中川親水テラス
平成 2 5 年		葛飾にいじゅくみらい公園
平成 2 6 年		かつしか花いっぱいのもちづくり
令和 5 年	葛飾中川かわまちづくり計画	

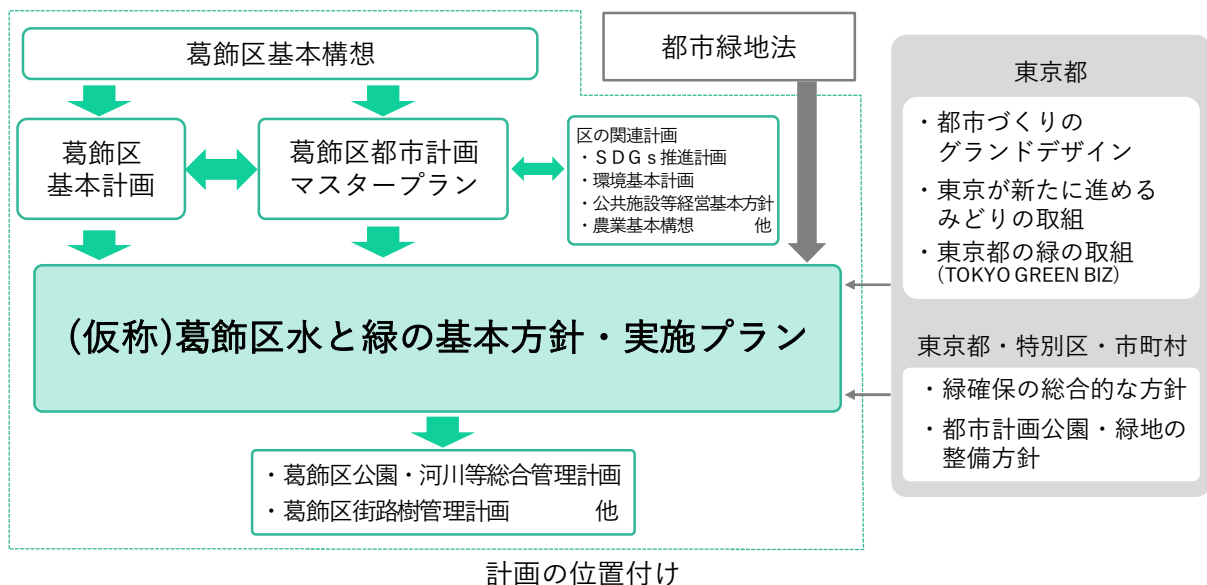
2 位置付けと役割

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するものです。

区が行うまちづくりの総合的な指針である葛飾区都市計画マスタープランの下位計画に当たり、分野別方針の「緑と水辺の整備、景観形成の方針」に即した計画として、次の3つの役割を担います。

<計画の役割>

- 緑地の保全及び緑化の推進に関する目標を明らかにすること。
- 一定の目標の下、都市計画制度に基づく施策と都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置付けること。
- 緑地の保全及び緑化の推進に対する区民、事業者等の理解を深め、協働で取組を進めること。



3 対象とする緑・水辺と役割

(1) 対象とする緑・水辺

本計画が対象とする緑・水辺は、都市緑地法第3条に則り、次のように定義します。

- 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）
 - これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの
- （都市緑地法第3条「緑地」の定義より）

具体的には、公園、道路、河川などの公共施設の緑・水辺に限らず、住宅や商業施設・工場等の敷地における緑、農地、民有の樹林地なども広く対象に含まれます。

(2) 緑・水辺の役割

緑・水辺は、次のような役割を担い、地域の環境、人々の暮らしを支えています。

人と自然が共生する都市環境の形成

- ・二酸化炭素の吸収
- ・大気の浄化
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・緑陰の形成による暑熱緩和
- ・生物の生息・生育環境の保全・形成



都市の安全性・防災性の向上

- ・地震、火災発生時の避難場所や避難路の確保
- ・火災の延焼防止
- ・救援活動、復旧活動の拠点
- ・雨水の貯留・浸透による流出量の調整



良好な景観の形成、個性と魅力ある地域づくり

- ・四季の変化を実感できる景観の形成
- ・都市のシンボルとなる景観の形成
- ・地域固有の歴史・文化を継承する景観の形成



緑の機能を生かすことによる、変化に対応した潤いのある生活空間の確保

- ・様々なレクリエーション活動の場の提供
- ・休養・休息の場の提供
- ・運動・遊びの場の提供
- ・健康づくりの場の提供
- ・環境教育・生涯学習の場の提供



4 対象区域

葛飾区全域（34.8 km²）を対象とします。

なお、本区は全域を緑化重点地区としています。

5 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和27（2045）年度までの20年間とします。

進捗状況の確認・評価、社会経済状況の変化、上位計画の動向等を踏まえ、必要に応じ中間見直しを実施します。

6 構成

第1章

計画の基本的事項

- 策定の背景と趣旨
- 位置付けと役割
- 対象とする緑・水辺と役割
- 対象区域
- 計画期間
- 構成

第2章

現状と課題

1 計画を取り巻く動向

- 環境の動向
- 社会の動向
- 国の動向
- 東京都の動向
- 区の動向
- 区民意識

2 区の概況及び緑・水辺の現状

- 区の概況
- 緑と水辺の成り立ち
- 緑の現状
- 水辺の現状
- 緑・水辺をはぐくむ活動

3 課題と方向性

量的拡大から地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出による
地域らしさ、魅力、安全の向上を重視する段階への移行

第3章

緑・水辺の将来像と目標

1 将来像

みんなではぐくむ 水と緑で つながる かつしか

2 目標

1 水と緑豊かなまち
の実現

2 水と緑に関する
区民満足度の向上

3 水と緑に関する
利活用の促進

3 方針

- 1 地域の魅力を高める緑づくり
- 2 地域の魅力を高める水辺づくり

- 3 地域の安全を支える緑・水辺づくり
- 4 緑・水辺でつなぐ人づくり

4 緑・水辺の将来イメージと配置方針

第4章

緑・水辺に関する施策

地域の魅力を高める 緑づくり

- 魅力ある公園づくりと公園の利活用
- 街づくりを通じた緑の創出
- 魅力ある小さな緑の創出
- 都市農地と地域に根付いた樹木の保全

地域の魅力を高める 水辺づくり

- 水辺に親しめる空間の充実
- 水辺空間の活用
- 水辺の自然環境保全

地域の安全を支える緑・ 水辺づくり

- まちの安全を支える
緑・水辺づくり
- 緑・水辺の施設の適正管理

緑・水辺でつなぐ人づくり

- 緑・水辺をはぐくむ活動の推進
- 未来の担い手づくり
- 魅力が伝わる情報発信

第5章

推進体制及び進行管理